

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況 および審議会等会議公開状況

問／市政情報課 ☎463-1759

市が個人情報を取り扱って事務を行なう場合は、その収集目的や記録項目を届け出ることになつています。

の制度は、市が保有している皆さんの個人情報の適正な取り扱いについて、基本的なルールを定めるとともに、自分に関する個人情報（「自己情報」といいます）の開示、訂正、削除などを請求する権利を保障するものです。

平成26年度の自己情報の開示請求件数等は、表3のとおりです。なお、自己情報の訂正および利用中止請求は、ありませんでした。

2 個人情報保護制度

この制度は、市が保有している公文書を、市民の皆さんと共に有するための仕組みです。平成26年度の受付処理件数等は、表1のとおりです。

平成28年度の審議会等の会議公開状況は、表6のとおりです。今後も、これらの制度が市政に対する信頼の基礎となるよう市民の皆さんに開かれた制度の

」の制度は公正で透明な会議運営と市政への市民参加促進のため、審議会等の会議を公開するものです。

法令で設置を定められている会議や学識経験者を含み構成されている会議は原則公開され、審議検討内容を傍聴する「」ができます。

平成26年度は1件の異議申立てが提起され、現在審査中です。※2公開してはならない情報や公文書が不存在のとき、非公開の決定となります。また、公開ができる情報と公開してはならない情報の両方が含まれている場合、部分公開の決定となります。

4 会議公開制度

3 異議申立ての状況

表1 請求・申出の受付処理件数および処理状況

実施機関	受付件数			決定の状況			
				公開	部分公開	非公開 (うち不存在)	取下げ
市長	20件 30文書	請求	20件30文書	15文書	9文書	----	6文書
		申出	----	----	----	----	----
議会	1件 3文書	請求	1件3文書	----	3文書	----	----
		申出	----	----	----	----	----
教育委員会	5件 5文書	請求	5件5文書	----	2文書	2文書（2文書）	1文書
		申出	----	----	----	----	----
計	26件 38文書	請求	26件38文書	15文書	14文書	2文書（2文書）	7文書
		申出	----	----	----	----	----

※申出とは、情報公開請求権を有しない方の公開の申出に実施機関が任意的公開を行った場合をいいます。

※請求者の人数は延べ25人ですが、1件の請求に対し複数の課で受付を行っているため、受付処理件数が26件となっています。

表2 請求者の区分

区分		人数
請求者	市内に住所のある方	13
	市内に事務所や事業所がある個人・法人・団体	0
	市内の事務所や事業所に勤務している方	0
	市内の学校に在学している方	0
	理由を明示して請求する個人・法人・団体	12
計		25

表4 個人情報取扱事務の登録・変更・廃止の届け出

区分	新規登録	変更	廃止	平成27年3月31日現在登録
件数	15	27	0	1042

表5 個人情報の本人以外収集および目的外利用・外部提供の状況

区分	取扱件数
本人以外からの収集	33
目的外の利用	20
外部への提供	18

表3 顯示請求件数および処理状況

区分 実施機関	受付件数	処理状況			
		開示	部分開示	不開示 (うち不存在)	取下げ
市長	6件6文書	4	0	2(2)	0
教育委員会	1件1文書	0	1	0	0
計	7件7文書	4	1	2(2)	0

表3 留議公審の公議公開状況		傍聴人数
開催回数	公開・非公開の状況	
	公開	非公開
411	192	221
		126

※公開の会議の件数には、郵便公開で行なったもの(12回)を含みます

※公開の会議の件数には一部非公開で行ったもの（12回）も含みます。
※非公開で行った会議の主な非公開理由は、朝霞市介護認定審査会など、個人情報を取り扱う審議を行ったためです。
会議の日程や開催場所については、市ホームページや市政情報コ

中規上卷 · 2217